



島根県報

平成20年 4月25日 (金)
第 1,977 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示	
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者福祉課) 1
県営土地改良事業計画の変更	(農村整備課) 1
保安林予定森林	(森林整備課) 2
内水面における遊漁規則の変更の認可(2件)	(水産課) 2
公有水面埋立ての承認	(河川課) 4
公 告	
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
病院局規程	
島根県病院局の任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規程の一部改正	6
監査告示	
外部監査人補助者の選任	6
正 誤	
平成20年 2月26日付け島根県報第1,960号中	(森林整備課) 7

告 示

島根県告示第379号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成20年 4月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 蔵西	居宅介護支援事業所 蔵西	出雲市西園町500番地 1	平成20年 4月15日

島根県告示第380号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、安能地区を受益地域とする農道事業(県営広域営農団地農道整備事業)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関し異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 4月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
安能地区農道事業（県営広域営農団地農道整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
安来市役所

島根県告示第381号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成20年4月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田市大田町大田字源山イ2074 - 66
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第382号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。
平成20年4月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 漁業権者の名称及び住所
神戸川漁業協同組合 島根県出雲市下古志町1655番地3
- 2 漁業権の免許番号
内共第3号及び第4号
- 3 変更の内容
（変更前）
第7条 第2条第1項に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で神戸川漁業協同組合事務所及び組合が指定した場所において納付する時の遊漁料は次の表の通りとする。
但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

通常漁場	(略)		
特設漁場	場 所	1 . 飯南町神田川合流点から位出谷川合流点までの頓原川及び位出谷川第 1 号堰堤より下流の位出谷川 2 . 飯南町志津見地内弓谷川における弓谷川下流堰堤	
	魚 種	やまめ、ごぎ	
	漁具漁法	竿釣	
	料 金	1 日...2,000円	

(変更後)

第 7 条 第 2 条第 1 項に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で神戸川漁業協同組合事務所及び組合が指定した場所において納付する時の遊漁料は次の表の通りとする。

但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

通常漁場	(略)		
特設漁場	場 所	飯南町神田川合流点から位出谷川合流点までの頓原川及び位出谷川第 1 号堰堤より下流の位出谷川	
	魚 種	(略)	
	漁具漁法	(略)	
	料 金	(略)	

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成20年 4 月16日

島根県告示第383号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第129条第 3 項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第 7 項の規定により告示する。

平成20年 4 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

高津川漁業協同組合 島根県益田市神田町イ614番地

2 漁業権の免許番号

内共第10号

3 変更の内容

(変更前)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ～ㇿ (略)	(略)	(略)	(略)
ノ . 全漁法	高津川	益田市安富町、西益田大橋上流端から同市飯田町、飯田橋下流端に至る区域	あゆ竿釣、釣漁は10月 6 日から11月30日午前 5 時まで、あゆ刺網、投網は10月 6 日から11月30日午後 5 時まで
ク . 全漁法	高津川全域	高津川本・支流全域	10月16日午前 0 時から10月25日午後12時まで

(変更後)

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ～ㇿ(略)	(略)	(略)	(略)
ノ.全漁法	高津川	益田市安富町、西益田大橋上流端から同市飯田町、飯田橋下流端に至る区域	あゆ竿釣、釣漁は10月11日から11月30日午前5時まで、あゆ刺網、投網は10月11日から11月30日午後5時まで
ク.投網、竿釣(あゆ友釣、ころがし「ちゃぐり」に限る)	高津川全域	高津川本・支流全域	10月11日午前0時から11月30日午後12時まで

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成20年4月16日

島根県告示第384号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第42条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを承認したので、同条第3項において準用する同法第11条の規定により告示する。

平成20年4月25日

島根県知事 溝口善兵衛

1 承認年月日

平成20年4月17日

2 承認受人

島根県松江市西津田二丁目6番28号

国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所 所長 越智健吾

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県松江市玉湯町布志名492番1、636番32、636番3の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びの地点との地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 国土地理院布志名四等三角点(北緯35度25分21秒5294東経133度02分13秒2225)から336度14分11秒、

1,296.828メートルの地点

の地点 の地点から284度53分50秒、11.37メートルの地点

の地点 の地点から283度38分13秒、21.71メートルの地点

の地点 の地点から280度52分14秒、21.30メートルの地点

の地点 の地点から277度29分26秒、21.37メートルの地点

の地点 の地点から273度32分31秒、21.62メートルの地点

の地点 の地点から269度28分07秒、17.21メートルの地点

の地点 の地点から266度30分51秒、18.53メートルの地点

の地点 の地点から263度38分51秒、18.90メートルの地点

の地点 の地点から260度54分14秒、13.45メートルの地点

の地点 の地点から258度25分57秒、14.97メートルの地点
の地点 の地点から255度10分20秒、11.94メートルの地点
の地点 の地点から255度03分04秒、9.78メートルの地点
の地点 の地点から252度31分05秒、10.12メートルの地点
の地点 の地点から250度58分03秒、11.84メートルの地点
の地点 の地点から249度26分27秒、11.08メートルの地点

ウ 面積

2,299.82平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県松江市玉湯町布志名489番14から637番 3 に至る地内及び地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と32の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1の地点 国土地理院布志名四等三角点(北緯35度25分21秒5294東経133度02分13秒2225)から337度34分33秒、
1,222.087メートルの地点
2の地点 1の地点から294度16分29秒、42.54メートルの地点
3の地点 2の地点から283度35分49秒、39.08メートルの地点
4の地点 3の地点から279度10分34秒、38.08メートルの地点
5の地点 4の地点から275度37分35秒、38.73メートルの地点
6の地点 5の地点から268度03分23秒、38.74メートルの地点
7の地点 6の地点から261度39分32秒、38.67メートルの地点
8の地点 7の地点から254度10分53秒、20.11メートルの地点
9の地点 8の地点から253度00分44秒、48.43メートルの地点
10の地点 9の地点から243度23分13秒、72.87メートルの地点
11の地点 10の地点から238度45分30秒、40.66メートルの地点
12の地点 11の地点から244度18分37秒、157.50メートルの地点
13の地点 12の地点から265度06分09秒、99.82メートルの地点
14の地点 13の地点から245度22分12秒、25.50メートルの地点
15の地点 14の地点から270度57分46秒、18.95メートルの地点
16の地点 15の地点から309度35分32秒、22.33メートルの地点
17の地点 16の地点から267度39分37秒、74.85メートルの地点
18の地点 17の地点から258度44分35秒、96.25メートルの地点
19の地点 18の地点から345度08分43秒、60.75メートルの地点
20の地点 19の地点から80度10分32秒、97.10メートルの地点
21の地点 20の地点から87度03分18秒、37.31メートルの地点
22の地点 21の地点から79度23分49秒、286.35メートルの地点
23の地点 22の地点から74度16分28秒、48.29メートルの地点
24の地点 23の地点から60度57分58秒、33.10メートルの地点
25の地点 24の地点から63度14分48秒、70.29メートルの地点
26の地点 25の地点から68度00分28秒、67.06メートルの地点
27の地点 26の地点から74度53分29秒、36.98メートルの地点
28の地点 27の地点から81度49分47秒、56.35メートルの地点
29の地点 28の地点から94度57分03秒、72.21メートルの地点

30の地点 29の地点から103度26分53秒、64.18メートルの地点
 31の地点 30の地点から108度24分01秒、72.20メートルの地点
 32の地点 31の地点から203度56分43秒、7.28メートルの地点

ウ 面積

57,724.61平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

出雲市大島町字砂山1461番9、1461番10、1461番25、1461番28、1461番30、1462番2、1462番7～10、1462番24、1462番25

出雲市大島町字砂山1461番26の一部

出雲市神西沖町字蛇島2474番9、2474番12、2474番14、2474番17、2483番77、2537番5、2537番9

出雲市神西沖町字蛇島2483番36、2535番1、2537番11の一部

面積 23,484.31平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県川西市東久代2丁目1番13号

株式会社 ダイハルメタル

代表取締役 青田 正廣

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第15号

島根県病院局の任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規程（平成19年島根県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成20年4月25日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

本則の表中 「非常勤職員であって日々雇用される者以外の者（報酬の支給を受ける者に限る。）」 を 「非常勤職員であって日々雇用される者以外の者（報酬の支給を受ける者（医師を除く。）に限る。）」 に改める。

附 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

監 査 委 員 告 示

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 1 項の規定に基づき包括外部監査人熱田雅夫から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年 4 月25日

島根県監査委員	福	間	賢	造
同	大	屋	俊	弘
同	山	崎	悠	雄
同	谷	本		敏

- 1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所
 公認会計士 今岡正一 松江市黒田町253番地 1
 税理士 遠藤清二 安来市飯島町830番地10
- 2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間
 平成20年 4 月15日から平成21年 3 月31日まで

正 誤

平成20年 2 月26日付け島根県報第1,960号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から 5	、1232、字小ナメラ969、970 - 1、971	・1232・字小ナメラ969・970 - 1・971（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）
	下から 1	指定理由の消滅	指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

